

埼玉県窓断熱リフォーム支援事業 補助金交付申請の手引き

この補助金は、国の補助事業である「先進的窓リノベ2026事業」のうち住宅の断熱改修に対する補助及び「みらいエコ住宅2026事業」のうち住宅の開口部の断熱改修に対する補助（両事業を合わせて、以下「国補助」とします。）の交付決定を受けた県内住宅を対象としています。

また、交付申請の手続きは、リフォーム工事を施工した「リフォーム事業者」に限ります。
（リフォーム工事発注者（*）が交付申請の手続きを行うことはできません。）

この手引きの記載事項をよくご確認の上、申請をしてくださるようお願いいたします。

（*）リフォーム工事発注者・・・リフォーム事業者に住宅のリフォーム工事を発注（契約）した消費者。この手引きにおいては、国補助の実施に当たり、リフォーム事業者と共同事業実施規約を締結した「共同事業者」ともいう。

1 県補助対象工事

次の全ての要件に適合する工事

- ①埼玉県内に所在する住宅の開口部の断熱リフォーム工事であること。
ただし、ドア交換工事については、窓の工事と同一の契約であり、かつ同時に国補助の申請をした場合に限る。
- ②次のいずれかの国補助を活用している工事であること。
 - ・「先進的窓リノベ2026事業」のうち住宅の断熱改修に対する補助（非住宅建築物は対象外）
 - ・「みらいエコ住宅2026事業」のうち住宅の開口部の断熱改修に対する補助
- ③令和8年3月2日以降に工事請負契約を締結した工事であること。

2 県補助対象者（申請者）

県補助対象工事を実施した①から③を満たす「県内リフォーム事業者」

- ① (A)・(B) のいずれかに該当すること。
 - (A) 国補助の事業者登録の所在地が埼玉県内であること。
 - (B) 国補助の事業者登録の所在地が埼玉県外である場合は、埼玉県内に所在する支社、支店、営業所等を通じてリフォーム工事契約を締結（*）していること。
 - （*）県内に支社、支店、営業所など実際の店舗等が実在する必要があります。
訪問販売やネット販売のみの場合は対象となりません。
 - （*）交付申請する対象の工事を、県内に所在する支店、営業所等を通じて契約して実施している必要があります。県内に支社、支店等が存在するだけでは対象となりません。
 - （*）リフォーム工事契約を締結しているリフォーム事業者から施工を請け負う施工業者や協力業者が埼玉県内所在であっても、「埼玉県内に所在する支社、支店、営業所等」にはなりません。
 - （*）契約者名は県外の本店等の名義でも差し支えありませんが、県内の支店等を通じて契約していることを証する書類の提出が必要です。

《「証する書類」の例》 ※リフォーム工事契約書から判断できる場合は提出不要
県内支店等の名称の記載がある次の書類（いずれも補助申請に係る契約のもの。）

- ・工事注文書、受付伝票等
- ・請求書、領収書等
- ・工事完了書、納品書等

- ② 県補助申請に当たって、共同事業者であるリフォーム工事発注者の同意を得ていること。
- ③ 県補助申請に当たって、本事業の補助金の受領に関する権限を共同事業者であるリフォーム工事発注者に委任することを確約すること。
(県は、これに基づき補助金をリフォーム工事発注者の口座に全額振り込みます。)

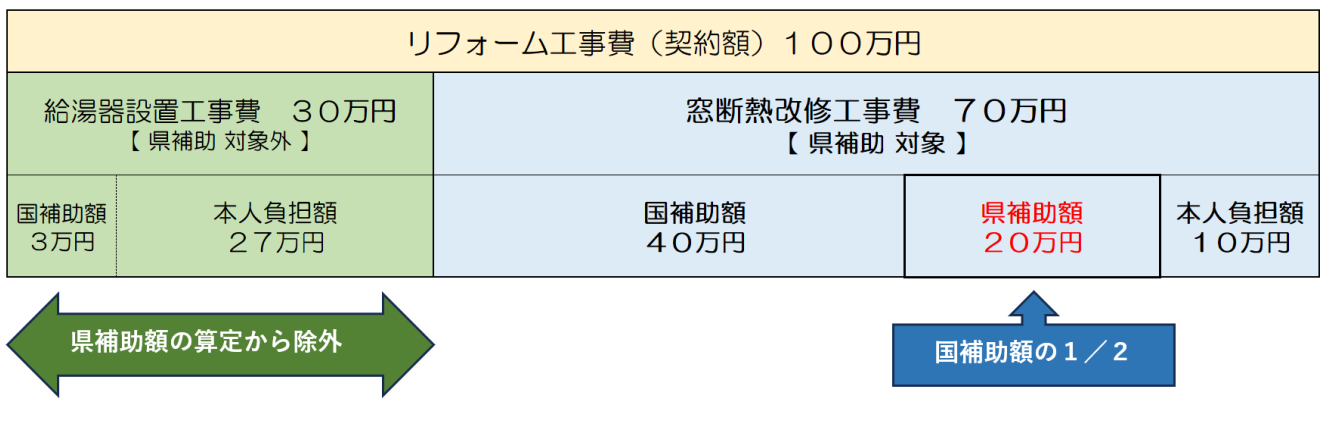
3 県補助額等

- ① 1戸当たり国補助額の5割以内で、国補助の補助金と本事業の補助金の合計額が、当該補助対象工事に係る工事費（*1）の9割を超えない額（*2）
 - （*1）契約書に記載された契約額（額面）
 - （*2）予算が終了する間際の申請については、予算残額の範囲内で交付します。
- ② 本事業の補助対象工事に該当しない国補助の工事（非住宅建築物の工事、躯体工事、省エネ設備の設置等）については、補助額の算定から除外
- ③ 千円未満は切り捨て

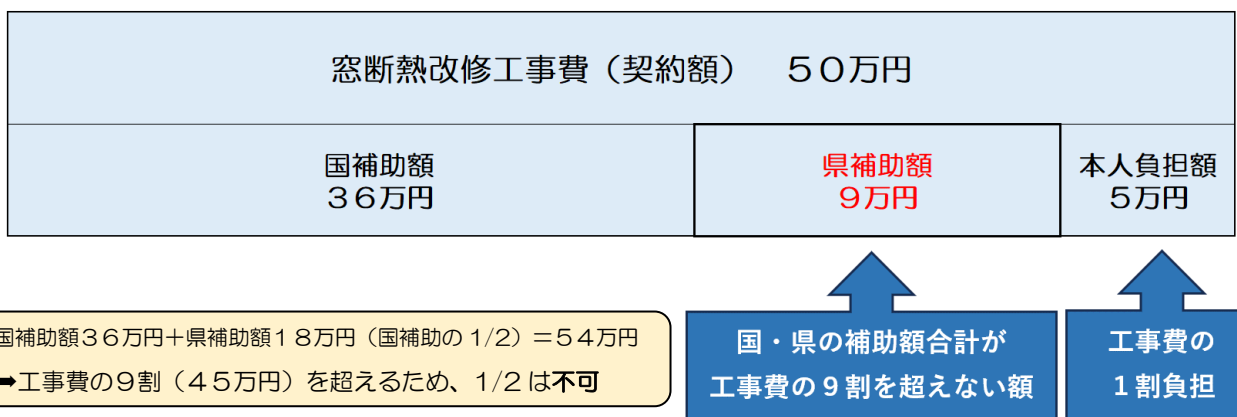
（※）県では、市町村補助との併用は制限しませんが、併用を検討する場合は当該市町村へ併用についてご確認ください。

県補助額算定のイメージ （注）国補助額は例であり、実際の補助額ではありません。

算定例① 契約額に県補助対象外の工事が含まれている場合



算定例② 国補助額の1/2では国・県補助額の合計が工事費の9割を超える場合



4 受付期間

申請受付期間：準備中（令和8年5月中下旬） ～ 令和9年2月28日（日）

- ・先着順での受付となります。
 - ・受付期間中であっても、補助金の予算がなくなり次第、終了となります。
この場合、国補助の交付決定を受けた住宅であっても、補助金の交付はできません。
- ➡リフォーム工事発注者に対して、このことについて十分に説明し、理解をしていただいた上、交付申請についてご検討ください。

5 申請方法

申請フォーム（準備中）から電子申請（これ以外の方法による申請は受け付けません。）

- ・埼玉県窓断熱リフォーム支援事業事務局ホームページに専用申請フォームを開設します。申請に必要な情報を申請フォームに入力することで、交付申請します。

①申請フォーム（準備中）に入力していただく主な入力事項

- リフォーム事業者の名称、所在地、連絡先、担当者等
 - 補助の対象となるリフォーム工事の内容
 - ・申請対象の国補助の名称（「先進的窓リノベ事業」又は「みらいエコ住宅事業」）
 - ・リフォーム工事契約年月日
 - ・リフォームした住宅の所在地
 - ・補助対象となるリフォーム工事契約金額（*）
 - ・国補助交付決定額（*）
- （*）契約金額や国補助額に、県補助の対象外となる工事が含まれている場合は、その額を除いた額
- リフォーム工事発注者（共同事業者）の氏名、住所、振込口座、連絡先等
 - 申請者が、本事業の交付申請に当たりリフォーム工事発注者（共同事業者）の同意を得た旨
 - 申請者は、本事業の交付申請に係る補助金の受領に関する権限を、リフォーム工事発注者（共同事業者）に委任する旨

②申請に当たって提出する書類（申請フォームにPDFなど電子データで添付する。）

- I 国補助の交付決定通知書の写し
- II 国への交付申請情報入力画面の写し等（補助対象工事の国の補助額が分かるもの。）
- III 工事請負契約書の写し
- IV 補助額を除算したことが分かる書類・案分計算書等【該当する場合】
（国補助額又は工事請負契約に補助対象工事以外の額が含まれ、当該額を除算した場合に添付。工事費等を案分した場合は案分の内容が分かる書類。）

（※）その他、交付決定に当たって確認等が必要な場合、事務局から必要な書類を求めることがあります。

6 よくある質問

Q1. 県の全体の補助金の予算額は？

A1. 1億5,000万円です。

Q2. 住宅が県内であれば、所有者やリフォーム工事発注者が県外の人でも申請できるか？

A2. できます。ただし、リフォーム工事は県内リフォーム事業者が実施した場に限りです。

（「県内リフォーム事業者」については、「2 補助対象者（申請者）」を参照）

Q3. 国補助の交付申請中だが、国の交付決定前に県の補助申請をしてもよいか？

A3. 国の交付決定前に県の補助申請はできません。必ず国補助の交付決定後に県への申請をしてください。
なお、補助申請に当たっての必要書類には、国補助の交付決定通知書の写しも含まれます。

—問合せ先—

埼玉県窓断熱リフォーム支援事業事務局

☎048-711-8916（通話料がかかります。）

受付時間 9：30～17：00（土日祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く）